

「福岡県働きやすい介護職場認証事業」企画提案公募実施要領

福岡県では、標記事業を実施します。本事業は委託して実施するものであり、その事業を受託する事業者（以下「委託業者」という。）を選定するための企画提案公募を以下に基づき実施します。

1 事業の目的

介護事業者の労働環境改善や人材育成の取組に認証を付与し、「見える化」を図ることで、求職者が事業者を選ぶ際の判断をしやすくすることにより、働きやすい職場環境の整備を促し、更なる介護人材の確保、離職防止・定着を図ることを目的とする。

2 事業の概要

県は、次に掲げる事業実施に係る業務の一部を、委託業者に委託し、実施する。

(1) 事業者からの認証申請受付及び内容確認等

介護事業者から提出された申請を受け付け、内容の確認や職員アンケートを行い、評価項目の採点を行う。

なお、申請要件、採点基準等については「福岡県働きやすい介護職場認証制度実施要綱」を確認すること。

(2) 認証審査会の開催

県による認証の付与のための審査については、公正性が求められることから、介護に係る事業者団体、職能団体、公的機関等で構成する審査会を設置し、審査を行う。

(3) 福岡県働きやすい介護職場認証マークの付与

認証制度の情報発信、普及を図るため、認証事業所に対して付与する。

(4) 認証取得事業所の公表

認証を取得した介護事業所を県ホームページ「福岡県介護情報ひろば」で公表するほか、「介護に関する入門的研修」を始めとした県が実施している介護人材確保に資する事業や介護福祉士養成施設等において、求職者に情報提供する。

(5) 未認証事業者に対する支援

認証の取得に至らない介護事業者に対しては、公益財団法人介護労働安定センターが行うキャリア形成や職場環境改善についての相談援助事業の活用を促し、認証取得を支援する。

3 委託業務の内容等

業務委託仕様書のとおり。

4 実施期間

令和8年5月下旬（契約締結日）から令和9年3月31日まで

5 予算規模

17, 276千円（消費税及び地方消費税を含む）以内

6 企画提案公募参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しないこと。
- (2) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でない者。
- (3) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (4) 暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。

7 企画提案公募スケジュール

(1) 公募説明会

日時：令和8年4月10日（金）14時から

開催方法：オンライン

参加希望の場合は、令和8年4月8日（水）12時までにふくおか電子申請サービスにて下記URLもしくは二次元コードより申請すること。なお、説明会に参加しなくても応募は可能。

URL：<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=Z86ilAye>



(2) 企画書提出期限

日時：令和8年4月24日（金）12時

※ 企画書の提出後、プレゼンテーションを行う。

なお、企画提案者が5者を超えた場合は、企画書による事前評価を行い、優秀であると評価された上位5者によりプレゼンテーションを行う。その場合の事前評価の結果は文書で通知する。

※ 期限を過ぎた場合は受け付けない。

※ 郵送も可。ただし、期限までに要必着。

※ 電子ファイルでの提出は受け付けない。

(3) プレゼンテーション

日時：令和8年5月上旬～中旬。決まり次第、案内する。

場所：福岡県庁地下1階 保健医療介護部会議室

※ プレゼンテーション時間は、1者当たり15～20分とし、その後5分程度を選定委員との質疑応答時間に充てる。

なお、20分を超えるプレゼンテーションは、事務局において打ち切るものとする。

※ プレゼンテーションは、提出された企画書と同じものを使用することとする。選定委員には、8（3）により提出されたものを事務局で事前に配布を行う。

(4) 委託業者の決定

令和8年5月中旬

※ 結果については文書で通知する。

※ 受託候補者の決定後、受託候補者から見積書を徴した上で、契約を締結する予定。

(5) 契約の締結

令和8年5月下旬

※ 委託業者は、契約を締結するためには、下記ア、イのいずれかに該当する場合を除き契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を県に納付又は提供しなければならない。契約保証金又はこれに代わる担保は、当該契約の履行後、還付する。

ア 委託業者が保険会社との間に、県を被保険者とする履行保証保険契約（補償金額は契約金額の100分の10以上であること）を締結したとき。

イ 委託業者が、「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不要品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月4日福岡県告示第17号）を有する場合において、その者が過去2年の間に県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

8 企画提案公募実施手続

(1) 企画書の内容

企画書は、提案業務の質等に関する評価を受けるため、次の事項を記載する。

- ① 事業実施の概要（電子申請ツールの説明を含む申請の受付方法、職員アンケートの実施方法、広報活動の内容、スケジュール等）
- ② 実施体制（管理体制、審査体制、問い合わせの対応等）
- ③ 県が対応すべき業務
- ④ 経費（当該業務に必要な経費の概算額。費用の内訳を記載すること）
- ⑤ 個人情報保護に関する事項（個人情報保護に関する規定等を提示すること）

※「9 審査の方法」の選定基準を踏まえた企画内容とすること。

(2) 応募の無効

6に示した参加資格がない者、提出書類に虚偽の記載をした者の提出した企画書は無効とする。

(3) 企画書の様式及び提出部数

様式：A4判横置き上綴じ、片面印刷

提出部数：10部

※電子ファイルでの提出は受け付けない。

(4) その他

- ① 提出された企画書等は委託先の選定のみに使用する。
- ② 企画書の作成に要した費用、その他参加に要した経費については参加者の負担とする。
- ③ 提出された企画書等は返却しない。

9 審査の方法

委託業者の選定は、福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課介護人材確保対策室に設置する選定委員会により行うものとし、企画書及びプレゼンテーションの内容を総合的に審査し、優秀な企画提案を行った一の者を選定する。

ただし、企画提案者が5者を超えた場合は、企画書による事前評価を行い、優秀であると評価された上位5者によりプレゼンテーションを行う。

【選定基準】

以下の評価項目を数値化して採点を行う。

ただし、プレゼンテーション前の事前評価については、①～⑤の評価項目により行う。

〔企画書に関すること〕（企画書に書かれた範囲内で、プレゼンテーションで明確にされた内容を含む）

- ①事業の実施体制及び取組姿勢
- ②申請の受付方法
- ③職員アンケートの実施方法
- ④広報活動の内容
- ⑤個人情報保護に関する取り組み

10 企画書提出先及び問い合わせ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課介護人材確保対策室

担当：吉田（和）

TEL：092（643）3327

FAX：092（643）3253